



最新マンスリーecoニュース&トピックス  
・最近のニュース

プラスチック使用製品廃棄物分別収集の手引き(市区町村向け)を作成公表 2022.01.19/環境省

環境省は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る施行令等が公布され、これに併せ、「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」を作成・公表したと発表した。法に基づき市区町村がプラスチック製容器包装のみならずそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の再商品化を指定法人に委託する場合、分別収集物の基準に従って、市区町村毎の分別の基準を定め、分別収集を行う必要がある。その際の、市区町村毎の基準を定める際の参考となるよう、分別収集物の基準を補完・解説する手引きを作成した。

環境法改正情報

■プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行期日を公布 2022.01.19

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっており、こうした背景を踏まえ、第204回通常国会において、プラスチック使用製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまでの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じた「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)」が成立し、施行期日は、令和4年4月1日とすることとした。

Ecobiz/ecolife エコbiz/エコライフ 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じます。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定 プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する基本方針を策定する。

- プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造【環境配慮設計指針】

製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける→認定製品を国が率先して調達する(グリーン購入法上の配慮)とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。

販売・提供【使用の合理化】

ワンウェイプラスチックの提供事業者(小売・サービス事業者など)が取り組むべき判断基準を策定する→主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。

排出・回収・リサイクル【市区町村の分別収集・再商品化】

●プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。●市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する→主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。

【製造・販売事業者等による自主回収】

●製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する→主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

【排出事業者の排出抑制・再資源化】

●排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する→主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する●排出事業者等が再資源化計画を作成する→主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

営業に役立つ  
環境用語と豆知識

【3R+Renewable】

3R…リデュース(Reduce)=ごみの発生を減らす、リユース(Reuse)=繰り返し使う、リサイクル(Recycle)=資源として再利用する、Renewable=再生可能な資源に替える



プラスチックは  
えらんで  
減らして  
リサイクル

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が2022年4月1日に始まります

走れ!エコ  
エイトマン

Try for tomorrow  
「明日の地球の為に、  
今できること」

分別宣言



ISO14001及びISO/IEC27001

更新審査時はアクリル板を設置し、コロナ対策に配慮し臨みました。

